

令和8年 第3回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年3月25日 午後2時00分から午後4時07分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
次長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和8年第3回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 新井 雅之

委員 澤田 一成

11. 議決事項及び議事の要領

議案第10号 令和8年度最適化活動の目標の設定について

議長 議案第10号 令和8年度最適化活動の目標の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和8年度最適化活動の目標の設定等により説明】

農業委員会は農地利用の最適化の推進を行うとされており、その活動をわかりやすくするため、設定目標を実績と共にホームページ上で公表しており、今回は令和8年度の目標を設定するものとなります。

内容としては、「Ⅰ農業委員会の状況」、「Ⅱ最適化活動の目標」について、記載しております。農家・農地等の概要については、令和2年度に実施した農林業センサスや令和5年度に調査した農業構造動態調査の数値を記載しております。

最適化活動の成果目標のうち、農地の集積については、現在の管内農地面積1,160haに対し、集積の目標を令和15年度、集積率56%としており、埼玉県農業会議が示したものに倣って設定しており、埼玉県下すべてが同じ数値となっております。そして、令和8年度の新規集積面積は令和7年度の目標と同等とし、今年度末の集積率は29.2%としております。

遊休農地の解消については、現状は、1号遊休農地は現在耕作されず、かつ引き続き耕作されないと見込まれる農地であり、昨年9月から10月に委員皆様の調査による数値となっております。内訳としては、緑区分は草刈りによって耕作が可能となる農地であり、黄区分は農業利用には基盤整備などが必要な農地としております。課題としては前年度同様、遊休農地の増加は農業労働力の減少と地域参入が進まないことにあるとしました。目標の基準としましては、令和3年度緑区分の遊休農地14.60haに対し、5分の1以上の解消を目指すとしております。また、新規発生した遊休農地の解消については、令和7年度の利用状況調査において増加した面積を解消することとしております。

新規参入の促進については、現状は過去3年間の新規参入者の実績を記載しており、課題としては前年度と同様、情報提供や就農相談に対応しているが、なかなか確保が進まないとしました。目標としては過去3年間の権利移動面積、各年度の3条許可と利用権設定分の実績を出し、その平均値を記載しております。また、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標は、前述の平均値の1割以上の面積をとするため、2.98haとなります。

最適化活動とは認定農業者等に農地を集積し、耕作されていない農地の解消と新たに農業を営もうとする者の参入を促進するものですが、令和4年度から毎年度目標設定を行っております。推進委員等が最適化活動を行う目標日数については、令和7年度より1日増加した、1人当たりの活動日数を1月当たり8日としています。また、12月から2月までの3か月を活動強化月間としております。具体的には、12月は新規参入の促進として地域の農地所有者の貸付の意向を聞きます。1月は地域の農地所有者の貸付意向を聞き、担い手に情報提供することで農地の集積を図ります。2月は利用意向調査未提出者への確認も行っていた。遊休農地の発生防止のための農地パトロールの実施とさせていただきます。なお、新規参入相談会への参加については、例年都内でイベントが開催されており、1名の参加としております。

さらに、推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標を定めており、集積面

積、遊休農地の解消、新規参入への貸付目標は各地区の農地面積から按分しております。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第10号 令和8年度の最適化活動の目標の設定については原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第10号は原案のとおり決定します。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番及び2番の案件については譲受人が同一となり、農地法第3条の許可基準は譲受人に対してのものとなるため、まとめた説明となります。譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数2名、年間従事日数150日となっております。

今回の案件の詳細の前に、坂戸市においての3条許可申請での審査方針について説明いたします。3条の許可要件に関し、令和5年4月以前は許可基準の一つとして耕作している面積の下限面積があり、経営面積50a（5,000㎡）以上でなければ許可を受けられませんでした。この下限面積の要件が農地法の改正により令和5年4月1日に撤廃されたことに伴い、自家消費を目的とした農作物の栽培等の用に供するための申請の特例を次のように定めています。

これまでに農地を所有もしくは借入により耕作をしていない者が、10a（1,000㎡）未満の農地を新規に取得するもので、申請者が提出した営農計画書の農作物の栽培に支障がない通作距離である場合に限りと定めています。審査方法については、栽培作物や栽培計画等が適正と認められることとしており、具体的には農地の取得に係る営農計画書を担当地区の委員さんに事前に確認してもらうこととしています。

今回の譲受人は農地を所有しておりませんが、申請面積が10a未満であり、自家消費を目的としているため、特例にあたります。なお、申請に先立って担当地区の委員さんに営農計画書の確認等を行っていただいております。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の譲受人に対する許可要件ですが、営農計画書どおりの栽培が行われることで、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があることが農地法第2条第3項に記載があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することで、譲受人は株式会社のため要件を満たしております。

2つ目が事業の内容に関することで、主たる事業が農業であることとされております。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的に行う内容としては水稻・小麦・野菜とされており、要件を満たしております。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関することです。農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしております。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関することです。役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が2名であり、2名が常時従事者であるため要件を満たしております。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしております。

譲受人は坂戸市内にて約93haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数3名、年間従事日数300日となっております。

譲受人は市内で個人として約10haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数2名、年間従事日数150日となっております。

今回の申請地につきましては、譲受人の実家が所有していた農地であり、相続により親族である譲渡人が所有することになりましたが、耕作を行う方が所有する方が良いとの話になり、申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長	担当地区より説明をお願いします。 1 番、2 番 三芳野地区 小川 隆委員 3 番 三芳野地区 西嶋推進委員 4 番 勝呂地区 中島推進委員 5 番 入西地区 新井委員 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)
委 員	1 番及び 2 番については、農地取得に際しての面積の要件が緩和され、坂戸市では家庭菜園利用としての特例措置があるとのことでしたが、特例の申請を扱うのが農業委員改選後初めてだったため、事務局と相談を行いながら事前に営農計画書等の確認を行いました。営農計画に関しましては、現実性があり、中身も納得のいく内容となっております。 譲受人は今回の申請地の隣地に自宅があり、以前までは、周辺の別の農地で露地野菜や麦といった農作物を栽培しておりました。農業に対してとても意欲があり、自身の所有農地で耕作を行いたいと考え、今回の申請に至ったそうです。 1 番及び 2 番の譲渡人は親子であり、それぞれ相続によって取得された農地になります。管理を行ってきたものの、年々機械の操作も難しくなり、近く手放したいと思っていたそうです。 再び譲受人に関してですが、実家が市外の農家のため、そこでの経験もあるとのことでした。また、家庭菜園でありながら小麦を作る理由としては、自身で作った小麦でうどんを打ちたいとの思いからだそうです。 小委員会としましては、譲受人は非常に営農に意欲があり、営農計画書においても問題がないとのことから、申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。
委 員	3 番については、譲受人は大規模農業法人であり、多くの農地を問題なく耕作されているため、新たに取得されても問題ないと考えます。 譲渡人については、自身で耕作は行わず、知り合いに耕作を依頼していたそうですが、その耕作者が耕作出来なくなったため、今回の申請に至ったそうです。 現地の状況については、以前耕作されていた農地はある程度保全がされていましたが、一部遊休農地化していた農地もあり、譲受人が責任を持って耕作できるように整えるとのことでした。 小委員会としましては、譲受人が申請地を取得しても問題はないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
委 員	4 番については、譲受人は専業農家として、島田地区内で一番大規模に稲作中心に、家族 3 名で耕作を行っております。 譲渡人については、家族が病気により稲作が困難になった際に、譲受人に耕作について相談し、相談を受けた譲受人が現在まで耕作を行っていました。譲渡人は後継者もなく、高齢により今後も耕作を行うのは困難なことから、耕作を続けてもらっていた譲受人に譲ることとしたそうです。 対象農地につきましては、毎年譲受人が耕作を行い、肥培管理もきちんと行われております。取得後においても、引き続き譲受人が耕作を行えると考えます。 小委員会としましても、譲受人の申請地取得に問題はないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いいたします。
委 員	5 番については、譲渡人は畑作など経験がなく、所有する畑については昨年まで義理の母親が管理を行っていたそうですが、現在は管理を行う者がいない状況となりました。対象農地付近の住宅を相続した義理の弟に、農地について相談し

た結果、譲り受けてもらえるとの話になったそうです。譲受人は現在市外に住んでいますが、相続した土地・建物に付随して、耕作機械も持っているため、耕作を行うには問題ないとのこと。譲受人の兄弟についても、週末は今回の対象農地付近で耕作を行っているとのことでした。

小委員会としましては、譲受人の申請地取得に問題はないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第11号については許可と決定します。

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請については、現在の住まいの老朽化に伴い、住宅の建て替えを行うものになります。計画地は農地以外の地目を含んでの転用となりますが、現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番の案件について、申請地は農地としてきちんと管理された状態にあります。近隣農地への影響については、住宅に囲まれているため、近隣農地への影響は無いと考えます。

小委員会としましては慎重に審議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第12号は、許可相当と決定します。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、始めに1番から5番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請については農地以外の地目を含んでの転用となりますが、現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 三芳野地区 西嶋推進委員
2 番 三芳野地区 齋藤推進委員
3 番～5 番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1 番案件については、譲渡人については現在農業は行っておらず、家庭菜園のみとのことで、申請地については草刈り等の管理のみ行っているとのことです。
転用理由が、譲渡人の娘家族が実家近くに自己用住宅を建てたいとの理由であり、周辺農地への営農に影響もないと考えます。
小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

委員 2 番案件については、譲受人は長年教職に従事し、現在高齢になってきた折、息子から近くに住宅を構えたいとの相談があり、今回の申請に至ったとのことです。申請地は譲受人が相続で取得した農地であり、家庭菜園として利用・管理を行ってきました。
周辺農地への影響もなく、小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 3・4・5 番の案件については譲渡人が同じであり、転用事由もすべて住宅のため、まとめて説明いたします。

昨年から今年の1月にかけて、今回の申請の周辺農地であり、同じ譲渡人での申請がされ、許可済みとなっております。そのこともあり、周辺に続々と住宅が建ってきております。

申請地は譲渡人の兄が耕作を行っておりました。兄が亡くなった後、相続をされた方々は農業は行っておらず、高齢のため、今後の管理が困難であるとのことから、申請に至っております。

近隣も宅地化が進んでいる状況のため、周辺農地への影響はないと思われますので、小委員会においても転用もやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、続いて6番から9番の案件について事務局より説明してください。

事務局 6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請については農地以外の地目を含んでの転用となりますが、現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場への転用となります。

譲受人は工事現場の足場資材の貸出等を行っている法人で、業務拡大による資材の置場不足の解消のための既存敷地の拡張のため、今回の申請に至ったそうです。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、

第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
6番 勝呂地区 小島委員
7番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
8番 坂戸地区 松永委員
9番 入西地区 人見推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 6番案件については、所有者は現在市外に住んでおり、申請地での耕作は行われておらず、草刈り等の管理を他の方に依頼している状況です。
近隣農地への影響については、休耕地化が進んでいる地域であり、耕運管理のみされている農地が増えてきている状態のため、営農への影響はないと考えます。
小委員会としましては、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

委員 7番案件については、譲受人は市内に本社を構え、申請地隣地において業務を行っております。申請地は現在休耕状態になっており、近隣農地の営農に影響はないと考えます。
小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

委員 8番案件については、以前は譲渡人の息子が不定期ではあるものの耕作を行っていたそうです。しかし、遠隔に住んでいることから、耕作が難しくなり、近年は耕運管理を行うのみとなっていたそうです。申請地は水捌けが悪く、中干しを行ってもなかなか乾かない場所ということもあり、以前から耕作自体が難しい農地だと所有者も感じていたことから、今回の申請に至ったとのことでした。
小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 9番案件については、譲渡人は会社務めを行う傍ら、自家消費程度の耕作を行

っているそうです。今回の申請地については耕作を行っておらず、草刈り等での管理を行っているのみだそうです。

近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会で慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 6 番から 9 番の案件の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので採決を行います。

議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 13 号は、許可相当と決定します。

議案第 14 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議 長 議案第 14 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により対象地の説明】

今回の案件については、農用地区域からの除外案件になります。除外の手続きが行われた後、農地転用の手続きが行われます。

土地の所在、地目、面積、事業計画者、所有者は議案書に記載のとおりとなります。転用目的は農業用施設になります。

事業計画者は、露地野菜の生産を行っている法人であり、市内で約 1.2ha の農地を耕作しています。今回の対象地を拠点として、ビニールハウスの農業用施設内にて収穫後の加工及び出荷作業等を行っています。この農業用施設の農地転用について県へ相談を行ったところ、農地転用手続きが必要との判断がされ、現状のビニールハウス等を追認での農地転用を行うこととなりました。そのうえで、対象地が農用地区域に該当していることから、まずは除外の手続きを行い、その後に農地転用手続きを行うものになります。

現地は加工作業等を行うビニールハウスが施設として建っていますが、現状のままでの追認で問題がないことを県へ確認していますので、事務局としては特段の問題はないと考えます。

対象地の農地転用許可の見込みについて県へ事前に相談を行った結果、許可相当であり、意見照会に対する回答としては、除外することについて「適当である」と、考えております。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第 14 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見については「適当である」と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号に対する意見は「適当である」と決定します。

議案第15号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第15号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。なお、3番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与制限に該当するため、まず3番を除いて事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、議事参与制限分を含めた数字となりますが、件数7件、筆数43筆、面積が合計28,505㎡となっており、契約の始期は令和8年6月1日となっております。

耕作者に対する確認要件として、1番については、耕作者は主に三芳野地区で約1.7haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

2番については、耕作者は主に坂戸地区で約1.2haの農地を耕作しており、主に露地野菜を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」、また、議案第14号において農業用施設への転用を行うことに際し、県の確認の元、是正及び手続きが行われているため、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

4番については、耕作者は主に石井地区で約1.8haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

5番については、耕作者は主に勝呂地区で約10.5haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

6番については、耕作者は主に大家地区で約7.2haの農地を耕作しており、主に露地野菜を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

7番については、耕作者は主に三芳野地区で約1.8haの農地を耕作しており、主に水稻及び露地野菜を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和8年3月31日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業での面積は796㎡、令和8年4月1日始期の農地中間管理事業の面積は50,640㎡、合意解約された面積はなし、差引しますと、令和8年4月1日設定後の利用集積面積は3,491,714.78㎡となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。

- 1番 三芳野地区 栗原委員
- 2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
- 4番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
- 5番 勝呂地区 中島推進委員
- 6番 大家地区 澤田委員
- 7番 三芳野地区 西嶋推進委員

委員 1番の耕作者については、紺屋で水稻を中心に作付けを行っており、すでに広範囲の耕作を担っておりますので、今後も問題なく耕作を行っていただけたと考えています。

委員 2番の耕作者については、農業の後継者が不足している中で、浅羽地区の農業振興に貢献していただいている担い手になります。貸借面積が増加しても問題なく耕作が可能と考えております。

委員 4番の耕作者については、石井地区を中心に米作を効率的に行っており、今後も問題なく耕作を行っていただけたと考えます。

委員 5番の耕作者については、先の3条での申請でも述べたとおり、島田地区で一番大きく、水稻を中心に耕作を行っております。積極的に耕作されている方なので、全く問題ないと考えられます。

委員 6番の耕作者については、法人として大家地区で主にキャベツを耕作しており、今までも農地は適正に管理されてきましたので、問題はないと考えます。

委員 7番の耕作者については、水稻と露地野菜を作っており、今回の申請は現在耕作を行っている農地となるため、引き続き問題なく耕作を行っていただけたと考えております。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第15号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、3番を除く案件については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第15号のうち3番を除いては「意見なし」と決定します。

続いて、3番について審議いたします。

議事参与の制限に該当する委員には、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長 3 番について事務局より説明してください。

事務局 3 番については、耕作者は主に勝呂地区で約 18ha の農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
3 番 勝呂地区 小島委員

委 員 3 番の耕作者については、先月も耕作者として申請があり、今後も勝呂地内で積極的に耕作を行っていくと思われますので、問題はないと考えます。

議 長 3 番についてご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、3 番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第 15 号のうち 3 番については「意見なし」と決定します。

(該当委員着席)

議案第 16 号 農業委員会事務局職員の任免について

議 長 議案第 16 号 農業委員会事務局職員の任免について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 別紙のとおり 4 名の事務局職員の解任、任用及び昇任が生じたので、ご審議をお願いします。

議 長 ご質疑はございますか。

議 長 ご質疑等が無いようですので、採決を行います。
農業委員会事務局職員の任免については、原案のとおり任免することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 16 号は、原案のとおり任免することに決定します。

報告第 3 号 専決処分の報告について

議 長 報告第 3 号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第3号ですが、令和8年2月の専決処分については、農地法第3条の3の相続での届出10件、農地法第4条の農地転用での届出2件、農地法第5条の農地転用での届出3件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和8年第3回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年3月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員